

通所介護事業所
デイサービスはなぶさ
利 用 契 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人 慈愛会

デイサービスはなぶさ

公益財団法人 慈愛会
指定通所介護事業所
デイサービスはなぶさ
鹿児島市小原町 8-3
099-284-5663

指定通所介護事業所 デイサービスはなぶさ 利用契約書

(利用契約の目的)

第1条

指定通所介護事業所 デイサービス はなぶさ（以下「当事業所」）は、要支援状態、又は、要介護状態と認定された利用者（以下「利用者」）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所介護にかかるサービスを提供することと、利用者及び利用者の代理人（もしくは保証人）が、当事業所に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条

1. 本契約は、利用者が指定通所介護利用契約書及び同意書を当事業所に提出した時点より効力を有します。但し、利用者の代理人（もしくは保証人）に変更があった場合は、新たに契約書を作成するものとします。尚、変更があった場合利用者と利用者の代理人（もしくは保証人）は、速やかに当事業所へ連絡するものとします。
2. 利用者は、前項に定める事項の他、本契約、利用料金の改訂が行われない限り、初回利用時の契約書をもって継続して当事業所を利用できるものとします

(利用者からの解除)

第3条

利用者及び利用者の代理人（もしくは保証人）は、当事業所に対し利用中止の意思表示をすることにより利用者の居宅介護支援サービス計画にかかわらず、本契約に基づく指定通所介護利用を解除・終了することができます。尚、この場合、利用者及び利用者の代理人（もしくは保証人）は速やかに当事業所及び介護支援専門員（ケアマネジャー）に連絡するものとします。

但し、利用者が正当な理由なく、通所介護サービス実施中に利用中止を申し出た場合、原則として、基本料金及びその他のサービス利用における費用は、当事業所へ支払うものとします。

(当事業所からの解除)

第4条

当事業所は、利用者の代理人（もしくは保証人）に対し、次に掲げる場合において、本契約に基づく通所介護サービス利用を解除・終了することができるものとします。

1. 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
2. 利用者の居宅介護支援サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
3. 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当事業所での適切な通所介護サービスの提供が困難と判断された場合
4. 利用者及び利用者の代理人（もしくは保証人）が、本契約に定める利用料金を3ヶ月分滞納し、その支払いの督促に対して、20日間以内に支払いがなされない場合
5. 利用者が、当事業所職員又は、その他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の

背信行為、又は、反社会的な行為を行った場合

6. 天災・災害・設備の故障、その他やむを得ない理由により設備の利用ができなくなり、通所介護サービスが提供できなくなった場合

(利用料金)

第5条

1. 利用者の代理人（もしくは保証人）は、連携して当事業所に対し、本契約に基づく通所介護サービスの対価として、重要事項説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、利用者の経済状態等に変動があった場合、介護保険制度の規定に基づき、上記利用料金の変更が行われることがあるものとします。
2. 当事業所は、利用者の代理人（もしくは保証人）が指定する送付先に対し、前月料金の合計額を請求書及び明細書にて、毎月 15 日頃までに発行します。利用者の代理人（もしくは保証人）は、連帯して当事業所に対し当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。尚、支払いの方法は別途話し合いの上、合意による支払い方法によるものとします。
3. 当事業所は、利用者の代理人（もしくは保証人）より、第5条1に定める利用料金の支払いを受けた際は、利用者の代理人（もしくは保証人）に対して領収書を発行します。

(記録)

第6条

1. 当事業所は、利用者の通所介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 5 年間保管するものとします。
2. 当事業所は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合、これに応じます。但し、利用者の代理人（もしくは保証人）に対しては、利用者の承諾を得た上で、必要と認められる限りにおいて、これに応じるものとします。また、利用者の代理人（もしくは保証人）以外の者に対しては、成年後見制度における後見人の承諾がある場合に限り、これに応じます。

(身体拘束及び虐待)

第7条

1. 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わないものとします。但し、自傷他害の恐れがある等のやむを得ない場合は、事業所管理者が判断し、身体拘束、その他、利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合、利用者の代理人（もしくは保証人）に説明・同意を得た上で行うものとします。
2. 当事業所は、利用者への身体的、心理的、性的、経済的虐待を行いません。また、事業所内での虐待を防止するため、責任者を設置し、委員会及び指針の整備を行い、職員に対して定期的研修等による啓発と周知を行います。

(秘密保持)

第8条

1. 当事業所とその職員は、業務上知り得た利用者又は利用者の代理人（もしくは保証人）若しくは家族等に関する秘密、個人情報について正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることに関しては、第9条における利用目的をもって、事前に利用者及び利用者の代理人（もしくは保証人）から予め同意を得た上で適切に取り扱います。
2. 業務上知り得た利用者又は、利用者の代理人（もしくは保証人）等の個人情報は、利用終了後も同様の取り扱いとします。
3. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスを遵守し、適切な取扱いに努めます。

(個人情報の保護及び利用の目的)

第9条

デイサービスはなぶさを利用されるにあたり、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔通所介護事業所内部での利用目的〕

- ◆ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ◆ 介護保険事務
- ◆ 介護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 利用日程等の管理
 - ・ 会計・経理
 - ・ 事故等の報告
 - ・ 当該利用者の介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ◆ 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・ 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・ 利用者の代理人（もしくは保証人）、家族等への心身の状況説明
 - ・ 利用者の代理人（もしくは保証人）、又は家族等の情報が必要な場合
- ◆ 介護保険事務のうち
 - ・ 保険事務の委託
 - ・ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

- ◆ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当事業所の内部での利用に係る利用目的]

- ◆ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・ 当事業所において行われる学生の実習への協力
 - ・ 当事業所において行われる事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ◆ 当事業所の管理運営業務のうち
 - ・ 外部監査機関への情報提供

(緊急時の対応)

第10条

1. 当事業所は、利用者に対し、当事業所における通所介護サービスでの対応が困難な状態、又は、専門的・医学的対応が必要と判断した場合、速やかに主治医等への連絡を行い、必要な場合は、他の専門機関を紹介するものとします。
2. 通所介護サービス利用中に利用者の心身状態が急変した場合、当事業所は、利用者及び利用者の代理人（もしくは保証人）が指定するものに対し、早急に連絡するものとします。

(要望又は苦情等の申出)

第11条

利用者及び利用者の代理人（もしくは保証人）は、当事業所の提供する通所介護サービスに対しての要望、又は、苦情等について申し出ることができるものとします。又は、備え付けの用紙による当事業所管理者宛への「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

● 指定通所介護事業所 デイサービス はなぶさ 受付曜日 月曜日～土曜日 日時 午前8時30分～午後5時30分 連絡先 電話 099-284-5663 FAX 099-266-2603 担当 生活相談員 苦情解決責任者 愛と結の街 施設長 苦情受付担当者 管理者 豎山 佳祐
● 鹿児島市すこやか長寿部 介護保険課 受付曜日 月曜日～金曜日(祝日は除く) 日時 午前8時30分～午後5時15分まで 連絡先 電話 099-216-1280 FAX 099-219-4559
● 鹿児島県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険相談室 受付曜日 月曜日～金曜日(祝日は除く) 日時 午前8時30分～午後5時まで 電話番号 099-213-5122 FAX 099-213-0817

● 鹿児島県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会

受付曜日 月曜日～金曜日

日時 午前 9 時～午後 4 時まで

電話番号 099-286-2200 FAX 099-257-5707

(賠償責任)

第 12 条

1. 通所介護サービスの提供に伴って、当事業所の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当事業所は協議した結果をもって、利用者に対して損害を賠償するものとします。
2. 利用者の責に帰すべき事由によって、当事業所が損害を被った場合、利用者及び利用者の代理人（もしくは保証人）は、連携して、当事業所に対してその損害を賠償するものとします。

(業務継続計画の策定等)

第 13 条

1. 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 当事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
3. 当事業所は、定期的に業務継続計画を見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(利用契約に定めない事項)

第 14 条

この契約に定められていない事項は、介護保険法令、その他の法令に定めるところにより、利用者又は利用者の代理人（もしくは保証人）と当事業所が誠意をもって協議して定めることとします。